

原規規発第 2402213 号
令和 6 年 2 月 21 日

中国電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 中川 賢剛 様

原子力規制委員会

令和 5 年度第 3 四半期の間に実施した原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査）の結果の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく令和 5 年度第 3 四半期の間に実施した原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査）の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、別添のとおり通知します。

中国電力株式会社 島根原子力発電所

令和5年度(第3四半期)

原子力規制検査報告書

(原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査)

令和6年2月

原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
2. 運転等の状況	1
3. 検査結果	2
4. 検査内容	2
別添1 品質マネジメントシステムの運用年次検査の詳細	別添 1-1
別添2 確認資料	
1 日常検査	別添 2-1
2 チーム検査	別添 2-5

1. 実施概要

(1) 事業者名: 中国電力株式会社

(2) 事業所名: 島根原子力発電所

(3) 検査期間: 令和5年 10月1日～令和5年 12月31日

(4) 検査実施者: 島根原子力規制事務所

岡村 龍樹

佐田 晋

近松 賢吾

柳 健

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

小野 達也

福島第二原子力規制事務所

久光 仁

原子力規制部検査グループ専門検査部門

渋谷 徹

種市 隆人

津田 光伸

宇野 正登

増本 豊

今瀬 正博

江頭 豊

大江 勇人

吉村 直樹

平沢 淳

山中 翠

中田 聡

大和田 博幸

検査補助者: 原子力規制部検査グループ専門検査部門

小坂 淳彦

2. 運転等の状況

号機	電気出力 (万 kW)	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1号機	46.0	廃止措置中(使用済燃料プールに使用済燃料を貯蔵中)
2号機	82.0	停止中
3号機	137.3	建設中

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や保安に関する事項、保安活動の状況、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の実際の保安活動、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第3四半期の結果は、以下のとおりである。

3. 1 検査指摘事項等

検査指摘事項等なし

3. 2 検査継続案件

検査継続案件なし

4. 検査内容

4. 1 日常検査

(1)BM0020 定期事業者検査に対する監督

検査項目 定期事業者検査

検査対象

- 1)2号機 原子炉格納容器真空破壊弁検査

(2)BM0100 設計管理

検査項目 設計管理の適切性

検査対象

- 1)高濃度火山灰フィルタ設置工事

(3)BO0010 サーベイランス試験

検査項目 標準的な検査

検査対象

- 1)2号機 非常用ディーゼル発電機手動起動試験
- 2)2号機 非常用ガス処理系手動起動試験

(4)BO1020 設備の系統構成

検査項目 標準的系統構成

検査対象

- 1)2号機 非常用ディーゼル発電機復旧時の系統構成

- (5)BO1040 動作可能性判断及び機能性評価
検査項目 動作可能性判断及び機能性評価
検査対象
1)2号機 中央制御室空調換気系
2)2号機 非常用ディーゼル発電機
- (6)BO0060 燃料体管理(運搬・貯蔵)
検査項目 燃料の運搬等
検査対象
1)2号機 新燃料の運搬、取扱作業及び貯蔵
- (7)BO1070 運転員能力
検査項目 運転シミュレータによる事故対応の訓練状況
検査対象
1)運転シミュレータによる事故対応の訓練状況【検査未了】
- (8)BE0020 火災防護
検査項目 四半期検査
検査対象
1)総合消防訓練
2)1号機 火災防護設備の維持
3)2号機 火災防護設備の維持
- (9)BE0050 緊急時対応の準備と保全
検査項目 緊急時対応の準備と保全
検査対象
1)事業者総合防災訓練【検査未了】
- (10)BE0100 津波防護
検査項目 津波防護
検査対象
1)津波発生時に備えた体制の準備状態の評価
- (11)BR0070 放射性固体廃棄物等の管理
検査項目 放射性廃棄物でない廃棄物
検査対象
1)放射性廃棄物でない廃棄物の管理

4.2 チーム検査

(1) BM0010 使用前事業者検査に対する監督

検査項目 使用前事業者検査(変更工事)

検査対象

1) 2号機 新規制基準への適合性に係る工事【検査未了】

(2) BO1070 運転員能力

検査項目 運転責任者認定試験の適切性

検査対象

1) 令和5年度第2回 運転責任者認定試験

(3) BQ0010 品質マネジメントシステムの運用

検査項目 年次検査

検査対象

1) 改善措置活動の実効性、他施設における運転経験及び知見の活用

別添1 品質マネジメントシステムの運用年次検査の詳細

<p>改善措置活動の実効性</p>	<p>(1) 問題の特定</p> <p>事業者の改善措置活動は、不適合等が放置されることを防ぎ、重大な不適合等の発生や再発を防止するため、「不適合等管理基本要領(以下「要領」という。)」に基づき、本来あるべき状態とは異なる状態等の情報を組織で共有するため、全ての要員はその様な状態を発見した場合、状態報告(以下「CR」という。)を行うことが定められている。報告されたCRは、不適合判定検討会に諮り「管理グレード分類」に従い不適合判定及びCAQ影響度を決定していることを確認した。</p> <p>CRの件数は、2020年4月から2023年7月末の間で7,337件の報告が行われ、事業者のスクリーニングではそのうち不適合は1,509件であった。また、原子力安全に影響する要求事項から逸脱した状態等の事象(CAQ)は96件、CAQに該当しない事象(Non-CAQ)は7,241件であった。</p> <p>原子力検査官(以下「検査官」という。)が事業者の改善措置活動の運用状況を確認したところ、上記要領において是正処置プロセスに未然防止処置プロセスが含まれているなど「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)と複数の齟齬があり、また、要領の下位文書である「島根原子力発電所 不適合等管理手順書」の一部が要領と整合していないなど改善措置活動において一部に不適切な運用があることを確認した。</p> <p>検査官からの気付きに基づき、事業者は要領を品質管理基準規則に適合するように改訂し、更に関係する下位文書についても2024年度中までに改訂するとしている。</p> <p>また、CRが起票されていなかったり、事象の問題点を特定できていない以下の事例が確認された。</p> <p>① 2号機「排気筒トリチウム捕集装置」保全計画作成に対するCR未発行</p> <p>2023年2月に排気筒トリチウム捕集装置のB系サンプリング装置が停止し、同年3月にもA系サンプリング装置が停止した。事業者はその原因をフィルタの目詰まりによって冷凍機の冷却効果が喪失したと推定しており、当該フィルタの清掃を行っている。</p> <p>検査官がその内容を確認したところ、排気筒トリチウム捕集装置の保全について、長期停止前までは時間基準保全を実施していたが、長期停止中の特別な保全計画では事後保全としてい</p>
-------------------	---

た。設備担当課はこれに気づき、保全計画を時間基準に修正したが、長期停止中も供用している機器において事後保全と判断したことについてCRを起票していない。結果的にその見直しの遅れが今回の事象を発生させる一因となった可能性がある。

② 2号機 放水口海水温度計の精度外れに対する原因究明不足

放水口海水温度計(TE245-11, 12A, B, C, D)の常温ループ試験を実施したところ、採取データの最大誤差が計器精度を逸脱していた。本点検は、前回点検時と異なる協力会社(以下「A社」という。)に発注していたため、事業者は前回点検時に発注していた協力会社(以下「B社」という。)とA社の2社に再度、当該計器の点検を行わせたところ、計器精度内であった。事業者が計器点検の方法を確認したところ、2社で計器点検の方法が異なっていたが、計器精度に大きな違いはなく、計器には異常がなかったことから不適合対象外と判定していた。

検査官が、事象を確認したところ、B社は、本設の温度検出部が設置されている位置とは関係なく、水深1mの位置に標準温度計を設置し、本設の測定値と標準温度計の測定値を比較する方法としていた。A社は本設の温度検出部が設置されている位置の近傍に標準温度計を設置し、本設の測定値と標準温度計の測定値を比較する方法としており、検査方法が異なっていた。このことを事業者は把握していたが、採取データの最大誤差が計器精度を逸脱したことに対する原因を究明していないことを確認した。

(2) 問題の重要度分類及び評価

CRの重要度分類は、不適合判定検討会において「管理グレード分類」に従い、不適合等への処置が審議されていることを確認した。

検査官が事業者の改善措置活動に対する評価状況を確認したところ、以下のような事例を確認した。

① 建設中の3号機のCRに対する評価

保安規定第3条品質保証計画は建設着工から施行されており建設中の3号機においても上記要領に従ったCRに対する不適合判定等を行う必要がある。また、「島根原子力発電所 不適合管理手順書」においても、原因(調達先の行為)によらず、事象が

不適合等の対象であれば、事業者も不適合管理を行うことが規定されている。しかし、事業者は3号機が建設中であり、燃料取扱設備以外の設備は機能要求がないとして不適合等の判断をしていない以下の事例を確認した。

- ・D/G(A)排気サイレンサ伸縮継手のへこみ事象
- ・サービス建物排風機(B)出口ダンパ開不調事象
- ・核計装盤(現場)の起動領域モニタ(SRNM)Eコントローラ軽故障発生事象

検査官の気付きを受けて、事業者は3号機の燃料取扱設備以外についても保安規定に従い不適合判定を行うなど改善措置活動の運用改善を行うとしている。

② 2号機 点検時の系統隔離不十分による炉水位低下について

2023年7月、2号機中央制御室盤面監視において、運転員が原子炉水位計の指示値が低下傾向(73cm から 70cm/6時間)にあることを確認した。

現場調査の結果、原子炉圧力とCRD冷却水圧力の差を監視している差圧計の点検後の系統復旧の際、計器ラックの中にある原子炉側とCRD系側との隔離弁となっている均圧弁を「全閉」とするところ、微開状態となっていた。

CRD系の別の点検においてCRD系の水を抜くためにCRD系のドレン弁を「開」としていたため、原子炉側との隔離弁となる均圧弁が微開状態であったことから、原子炉水が原子炉側からCRD系へ通水状態となり、CRD系のドレン弁からファンネルに流出したことが原因であるとしていた。

事業者は原子炉水位が低下したことについては、不適合と判断しているものの、発電所全体で行われたCAP会議では是正処置不要と判断していた。

一方で、発電部は当該作業における系統隔離の所掌範囲や管理方法に問題があったとして、再発防止が必要と独自に判断し、同様な系統の洗い出しを行い、その結果を運転員に周知していたが、実際に作業を所掌している保修部は是正処置不要の判断に基づき是正処置は実施していない。

検査官が、事業者に対してCAP会議では是正処置不要と判断しているが、発電部が独自に是正処置を実施していることは、本来は是正処置が必要な事案ではなかったのかとの気付きに対し

て、事業者は再度不適合判定検討会の場において発電部が自主的に実施した再発防止対策の適切性について検討を行うとしている。

③ 2号機 電動原子炉給水ポンプ封水制御盤警報発報について

2023年6月、指示計修理工事において、2号機電動原子炉給水ポンプ(以下、「M・RFP」という)封水制御盤(2-2244-2)内の計器である「B-M・RFP封水ストレナ差圧(dPYS203-61B)」の取替を行うために隔離作業を実施した。隔離作業において計器に接続されているケーブル解線を実施したところ、「コントローラ異常」及び「交流電源喪失」が発報した。事業者は、この原因が端子台間に亘り線が存在していたが、警報発報につながるケーブル解線の検討において、その亘り線に対する配慮が不足した作業要領書に従って解線作業を実施したためとしていた。

検査官が、本作業の隔離計画を確認したところ、端子台に亘り線があり、当該作業を行うには主系統の電源を落とすだけでなく、亘り線から回り込む電路について隔離操作を行う必要があったが、協力会社が作成した作業手順書の隔離対象に亘り線への対応が抜けており、事業者の設備担当課及び発電部でも、亘り線があることを確認することができずに不適切な隔離計画が承認され、それに従って作業が実施されていた。これは、個別業務プロセスにおいて不適切な計画の問題を検出できるような仕組みが一部不足している。

検査官の気付きを受けて、事業者は同様な不適切な計画を検知できるように業務プロセスの改善を検討するとしている。

(3) 是正処置

不適合判定検討会で不適合と判断された事象は、「島根原子力発電所不適合等管理手順書」の評価分類に従い担当箇所長の是正処置計画を立案し、不適合判定検討会で審議して是正処置が行われる仕組みとなっていることを確認した。

しかしながら、上記(2)に記載した不十分な情報の把握に伴い、原因分析が不十分で適切な是正処置が行えていない事象があり、また、下記のように類似設備に対する是正処置判断が適切に行われていないことを確認した。

	<p>① 2号機 原子炉建屋(以下「R/B」という。)2F 北東エアロック外扉の不具合に対する是正処置</p> <p>2号機R/B 2F 北東エアロック外扉で複式逆止弁が固着し、停電時にロックシリンダーが動作しない事象が発生していた。検査官は、他のCRを確認したところ、それ以外にも2号機R/Bエアロックで同様な故障が2件発生していた。事業者は、これらの原因は経年劣化と判断していたが、2号機で同様な構造の扉は上記以外に8箇所あった。しかし、不適合判定検討会では是正処置「不要」と判断していたが、担当課は自主的にこの8箇所についても当該部品の交換を実施していた。</p> <p>検査官がこの判断の経緯を確認したところ、同じ時期に設置され、かつ、同様に保守点検されている設備において、不適合の原因が経年劣化と判断しているにもかかわらず不適合判定検討会では類似事象として判断せず、是正処置「不要」との判断していた。しかし、設備担当箇所が類似設備への反映が必要と独自に判断しており、不適合判定会議では技術的な審議が不十分で是正処置判断が適切ではないことを確認した。</p> <p>検査官の気付きを受けて、事業者は不適合判定検討会での運用について、技術的な根拠に基づき、適切な是正処置判断が出来るように改善するとしている。</p>
<p>他施設における運転経験及び知見の活用</p>	<p>検査官は、事業者が「島根原子力発電所 未然防止処置手順書」に基づき、原子力安全推進協会が運営する「原子力施設情報公開ライブラリー」から他施設の運転経験等の情報を入手した場合、「EAM(統合型保全システム)」登録後、未然防止処置検討会でスクリーニングを行い、「対応要」と判断した事象は不適合判定検討会に付議され、「対応不要」と判断した事象は、そのグレードに応じて保安運営委員会又は再度未然防止処置検討会で確認する仕組みとなっていることを確認した。また、この仕組みは、新検査制度の導入に際して、電気事業連合会(以下「電事連」という。)が示している「事業者が実施するCAPシステムの仕組みについて」(以下「電事連CAP」という。)とは異なり、未然防止処置がCAPシステム外で運用されていることを確認した。この電事連CAPの仕組み自体は、品質管理基準規則の要求事項ではないが、現状の島根原子力発電所における是正処置活動と未然防止処置活動の仕組みは、一部に重複したところがある。</p> <p>なお、事業者は2020年4月から2023年7月末の間で378件の未然防止処置案件を入手し、そのうち106件が処置の検討が</p>

必要な情報として未然防止処置検討会で審議されている。現時点で56件が処置完了、48件が処置計画決定済み、2件が処置計画検討中としている。

検査官が未然防止処置活動のインプット情報を確認したところ、原子力規制検査での指摘事項が2020年第1四半期から2023年第1四半期の間で3件含まれていなかったことを確認した。事業者は情報の入手先を主に「原子力施設情報公開ライブラリー」のトラブル情報と保全品質情報としているが、同ライブラリーの「その他情報」や原子力規制委員会で公表される検査指摘事項等からは情報を入手していなかった。そのため、原子力規制委員会における検査指摘事項等の情報の即時対応が必要な情報について適切な対応が出来ない可能性がある。

また、未然防止処置検討会では、未然防止処置の要否判断及び処置内容について審議しているが、計画された処置が完了したことの確認が行われていない。

なお、入手した情報の対応要否判断等の運用について以下のような課題があることを確認した。

① 作業計画及び設備の状況等への反映不足

国内の他の原子力施設において、火災防護関係の検査指摘事項が複数発生しているが、これらは煙検知の設置状況と系統分離に関する不適切な現場状況が主たるものである。事業者は、2020年第2四半期「川内原子力発電所2号機 配線処理室内における不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備」、「伊方発電所3号機 制御盤室内における感知器の不適切な箇所への設置による火災感知機能の信頼性低下」等を基本に評価しているが、その評価は設計及び工事の計画（以下「工事計画」という。）における基本設計方針に基づく記載内容で判断していた。これら検査指摘事項は、工事計画基本設計方針の記載に対して現場の状況が不十分であるために技術基準に適合しないとして検査指摘事項になっているが、島根原子力発電所2号機及び3号機は、まだ施工中であり、工事計画基本設計方針どおりの計画となっているため「対応不要」と判断し未然防止処置完了としていた。しかし、他施設においては基本設計方針どおりに現場の施工ができていなかったものであり、現状の工事計画、技術基準等の要求事項に適合した施行ができていないかの確認がされていないことを確認した。

	<p>検査官の気付きに対して、事業者は計画への反映や現場状況の確認をしていくために「対応要」に修正して、管理を行っていくとしている。</p>
--	--

別添2 確認資料

1 日常検査

(1) BM0020 定期事業者検査に対する監督

検査項目 定期事業者検査

検査対象

1) 2号機 原子炉格納容器真空破壊弁検査

資料名

- ・定期事業者検査実施手順書
- ・定期事業者検査運用マニュアル
- ・定期事業者検査要領書・成績書作成マニュアル
- ・第2号機 第17 保全サイクル 定期事業者検査要領書 原子炉格納容器真空破壊弁検査(S2-17-94(S2-17-Ⅲ-67))
- ・第2号機 第17 保全サイクル 定期事業者検査成績書 原子炉格納容器真空破壊弁検査(S2-17-94(S2-17-Ⅲ-67))

(2) BM0100 設計管理

検査項目 設計管理の適切性

検査対象

1) 高濃度火山灰フィルタ設置工事

資料名

- ・島根原子力発電所保安規定審査資料 島根原子力発電所2号炉 高濃度火山灰対応について(2023年8月)
- ・設計検討書 島根原子力発電所 第2号機 高濃度火山灰対策用フィルタ設置工事(2023年10月16日)
- ・S2-2021 高濃度火山灰フィルタ設置工事 フィルタコンテナ強度(耐震)評価書(2023年6月26日)
- ・検査記録 S2-2021 高濃度火山灰フィルタ設置工事 火山灰対策用フィルタ(2023年8月1日)
- ・S2-2021 高濃度火山灰フィルタ設置工事 工事仕様書(2022年3月18日)

(3) BO0010 サーベイランス試験

検査項目 標準的な検査

検査対象

1) 2号機 非常用ディーゼル発電機手動起動試験

資料名

- ・2号機 定期試験要領書 ディーゼル発電機手動起動試験(B系)
- ・状態報告(ディーゼル燃料デイトンク機関からの燃料戻り配管の振動について)

- ・非常用ディーゼル発電設備 燃料系統配管施工図(B系)50A-DEG-157B
- ・2号機 非常用電源 B-ディーゼル発電機手動起動試験記録(2023年11月29日)
- ・非常用及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 デイタンク室内 燃料戻り配管振動測定結果 報告書(2023年12月5日)

2) 2号機 非常用ガス処理系手動起動試験

資料名

- ・2号機 定期試験要領書 非常用ガス処理系 手動起動試験
- ・状態報告(2号機「A-SGT入口/後置フィルタ入口温度差低」警報発報について)
- ・2号機定期試験 非常用ガス処理系 手動起動試験記録(A系)(2023年10月27日)
- ・【連絡書】2号機A-SGT装置内温度低下事象に関する今後想定事象について(2023年10月17日)

(4) BO1020 設備の系統構成

検査項目 標準的系統構成

検査対象

1) 2号機 非常用ディーゼル発電機復旧時の系統構成

資料名

- ・2号機 非常用ディーゼル機関点検 標準作業要領書
- ・2号機 非常用ディーゼル機関点検 系統復旧・試運転 標準作業要領書
- ・2号機 第154図 ディーゼル発電設備 潤滑油・始動用空気系統(B系)
- ・2号機 第159図 ディーゼル発電設備 1次冷却水・2次冷却水系統(B系)
- ・状態報告(2号機_B-DEG空気圧縮機安全弁動作不良について)
- ・状態報告(2号機 B-非常用ディーゼル発電機 一次水循環ポンプメカシール漏えいについて)
- ・2号機 B-非常用ディーゼル機関点検 負荷試験データシート(2023年9月7日)
- ・2号機 B-非常用ディーゼル機関点検 空気圧縮機(一部点検)試運転記録(2023年8月9日、2023年8月10日)
- ・2号機 B-非常用ディーゼル機関点検 一次水循環ポンプ(全分解)試運転記録(2023年10月25日)

(5) BO1040 動作可能性判断及び機能性評価

検査項目 動作可能性判断及び機能性評価

検査対象

1) 2号機 中央制御室空調換気系

資料名

- ・状態報告(2号機 中央制御室空調換気系 B-中央制御室空気調和装置からの

滲みについて)

- ・2号機 設備別運転要領書 共通設備
- ・2号機 定期試験要領書 空調換気系 中央制御室空調換気系 隔離運転および外気取入運転試験(A, B系)
- ・2号機 空調換気系 中央制御室空調換気系 隔離運転および外気取入運転試験記録(A, B系)(2023年11月28日)
- ・中央制御室空調換気系系統図 2号機 第249～253図

2)2号機 非常用ディーゼル発電機

資料名

- ・状態報告(2号機 A-非常用ディーゼル発電機 一次水循環ポンプメカシール漏えいについて)
- ・2号機非常用ディーゼル機関の一次水循環ポンプメカニカルシールの漏洩量管理値について(平成19年11月16日)
- ・2号機 設備別運転要領書 別冊 警報発生時の措置(その3)
- ・2号機 第158図 非常用ディーゼル発電設備 1次冷却水・2次冷却水系統(A系)
- ・2号機 非常用電源 A-ディーゼル発電機手動起動試験記録(2023年10月6日)

(6)BO0060 燃料体管理(運搬・貯蔵)

検査項目 燃料の運搬等

検査対象

1)2号機 新燃料の運搬、取扱作業及び貯蔵

資料名

- ・新燃料搬入・受取実施計画書(2023年9月19日)
- ・現地作業要領書 島根原子力発電所2号機第18回取替用新燃料搬入作業
- ・新燃料搬入実施報告書(2023年10月11日)
- ・検査報告書(現地検査分)島根原子力発電所2号機第18回取替燃料 S2(R-18)90本(2023年10月26日)

(7)BO1070 運転員能力

検査項目 運転シミュレータによる事故対応の訓練状況

検査対象

1)運転シミュレータによる事故対応の訓練状況【検査未了】

資料名

- ・2023年度 D班直員連携研修(後期)計画書
- ・シナリオ解説書【2023年度TPT】

(8) BE0020 火災防護

検査項目 四半期検査

検査対象

1) 総合消防訓練

資料名

- ・火災発生時の初期対応手順書
- ・火災発生時の消火活動手順書
- ・総合消防訓練(2023年度)火災防護訓練実施計画書(2023年11月20日)
- ・2023年度 総合消防訓練の実施について(方針)(2023年11月21日)
- ・総合消防訓練(2023年度)火災防護教育訓練実施報告書(2023年12月27日)

2) 1号機 火災防護設備の維持

資料名

- ・緊急安全対策資機材に係る点検計画・点検計画表
- ・1・2号機 屋内消火栓設備点検 標準作業要領書
- ・工事報告書 SO-2023 1・2号機(共用設備含む)消防用設備点検・修理業務(2023年度)の内点検業務(8月分)(2023年11月22日)

3) 2号機 火災防護設備の維持

資料名

- ・原子力災害対応資機材に係る点検計画・点検計画表
- ・S2-2023 自動火災報知設備設置工事のうち保守点検工事(2023年度)作業要領書
- ・状態報告(【製品不良情報】防爆型感知器の不具合の情報について)
- ・S2-2023 自動火災報知設備設置工事のうち保守点検工事(2023年度)自動火災報知設備点検報告書(2023年11月29日)

(9) BE0050 緊急時対応の準備と保全

検査項目 緊急時対応の準備と保全

検査対象

1) 事業者総合防災訓練【検査未了】

資料名

- ・原子力防災訓練実施計画書(総合訓練)(2023年11月20日)

(10) BE0100 津波防護

検査項目 津波防護

検査対象

1) 津波発生時に備えた体制の準備状態の評価

資料名

- ・体制確認表(本日の体制、緊急時体制)(10月～12月)
- ・異常事象発生時の報道班、対外対応班対応手順書
- ・原子力災害対策手順書(復旧班)
- ・非常災害対策手順書(復旧班)
- ・島根原子力発電所 原子力防災訓練実施・評価手順書
- ・島根原子力発電所 技術部(技術)情報統括グループの活動に関する運用手引き(第6次改正)
- ・原子力防災訓練実施報告書(要素訓練)通報・連絡訓練(2023年11月20日)
- ・原子力防災訓練実施報告書(要素訓練)要員招集訓練(2023年12月2日)

(11)BR0070 放射性固体廃棄物等の管理

検査項目 放射性廃棄物でない廃棄物

検査対象

1)放射性廃棄物でない廃棄物の管理

資料名

- ・放射性廃棄物でない廃棄物管理手順書
- ・NRとして管理するための放射線管理手順 2号機R/Bシールドブロック撤去に伴う汚染調査等業務
- ・業務報告書 島根2号機東側PCVペネトレーション室外壁における中性子線量影響評価業務(2023年3月31日)
- ・業務報告書 SO-H24 1・2号機中性子束評価業務(平成25年2月28日)
- ・NR候補物(資材等または据付物品)申請書／承認書(管理番号:NRA23-013)
- ・NR念のための測定計画書(NR管理番号:NRA23-013)
- ・NR念のための測定結果報告書(NR管理番号:NRA23-013)
- ・NR搬出申請書／承認書(管理番号:NRA23-013)
- ・「汚染の分離」のうち汚染の浸透調査に係る核種分析実施記録(A-RHR熱交換器室(9I)3Lot

2 チーム検査

(1)BM0010 使用前事業者検査に対する監督

検査項目 使用前事業者検査(変更工事)

検査対象

1)2号機 新規制基準への適合性に係る工事【検査未了】

資料名

- ・使用前事業者検査(施設)要領書(NS2-1-0709、0713-1、0734、NS2-2-0204)
- ・使用前事業者検査(施設)要領書及び成績書(NS2-1-0207-2、0208、0302、

0308－1、0342－1、0402、0407、0434－1、0707－1、0803、0811、0831-4、1102
－2、1230－2、NS2－2－0605、0805－1)

(2)BO1070 運転員能力

検査項目 運転責任者認定試験の適切性

検査対象

1)令和5年度第2回 運転責任者認定試験

資料名

- ・令和5年度第2回 運転責任者筆記試験問題
- ・令和5年度第2回 運転責任者口答試験問題(運転員の統督に関すること)
- ・令和5年度第2回 運転実技試験結果及び同明細書
- ・令和5年度第2回 運転責任者講習レポート課題
- ・令和5年度第2回 運転責任者試験結果(BWR・PWR)

(3)BQ0010 品質マネジメントシステムの運用

検査項目 年次検査

検査対象

1)改善措置活動の実効性、他施設における運転経験及び知見の活用

資料名

- ・不適合等管理基本要領 33 次改正
- ・監視測定および分析基本要領 4次改正
- ・本部 不適合等管理手順書 42 次改正
- ・島根原子力発電所 不適合等管理手順書 59 次改正
- ・島根原子力発電所 未然防止処置手順書 41 次改正
- ・島根原子力発電所 原子力安全要求事項処理手順書 25 次改正
- ・島根原子力発電所 監視測定および分析手順書 36 次改正
- ・島根原子力発電所 分析・評価手順書 3次改正
- ・直接原因分析マニュアル 11 次改正
- ・原子力発電保安運営委員会運営手順書 23 次改正
- ・2022 年度CR一覧
- ・2023 年度CR一覧
- ・2022 年度不適合・是正処置一覧
- ・2023 年度不適合・是正処置一覧
- ・未然防止処置情報一覧(2022 年度分)
- ・未然防止処置情報一覧(2023 年度分)